地方消費税率引上げ分における使途の明確化について

平成26年4月1日より消費税及び地方消費税の税率を引き上げるとともに、引上げ分の消費税及び地方消費税について、社会保障4経費（※1）に充てることとされた法律（※2）が制定されました。

引き上げ後の消費税率10%のうち、地方消費税率は2.2%となっており、このうち1/2が市町村に交付されております。本町では、令和５年度当初予算における地方消費税率分を6千2百万円と見込み、以下の事業に充当することとしています。

【 歳　入 】地方消費税交付金（社会保障財源分）　62,000千円
【 歳　出 】社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費（一般財源）　166,767千円

＜社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費＞

（単位：千円）

区分	事業名	事業費（※3）	財源内訳 特定財源	財源内訳 一般財源	財源内訳 一般財源 うち消費税率引上げ増収分
社会福祉	障害者福祉事業	191,334	138,627	52,707	62,000
	高齢者福祉事業	13,261	3,522	9,739	
	児童福祉事業	78,654	46,151	32,503	
	母子福祉事業	4,605	179	4,426	
	小計	287,854	188,479	99,375	
社会保険	国民健康保険事業	32,857	19,883	12,974	
	介護保険事業	100	0	100	
	後期高齢者医療事業	24,023	18,017	6,006	
	小計	56,980	37,900	19,080	
保健衛生	高齢者等医療事業	39,016	8,900	30,116	
	疾病予防対策事業	19,462	1,266	18,196	
	小計	58,478	10,166	48,312	
合計		403,312	236,545	166,767	62,000

※1 消費税法第1条第2項に規定する経費であり、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費のこと

※2 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税及び地方交付税法の一部を改正する等の法律」

※3 事務費や事務職員の人件費を除く